

第103号議案

豊岡市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を
改正する条例制定について

豊岡市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年9月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴い、目的規定において列挙する対象事業のうち情報通信技術利用事業を削り、新たに農林水産物等販売業を加えるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年豊岡市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第1条中「情報通信技術利用事業（情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）で定める」を「農林水産物等販売業（過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴い、目的規定において列挙する対象事業のうち情報通信技術利用事業を削り、新たに農林水産物等販売業を加えること。
(第1条関係)

2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

豊岡市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
(目的) 第1条 この条例は、市の過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第33条第2項前段の規定により法第2条第1項に規定する過疎地域とみなされる地域をいう。以下同じ。）において製造の事業、<u>情報通信技術利用事業（情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）で定める</u>事業をいう。）若しくは旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により、固定資産税の課税免除をすることによって過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格のある国土の形成に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、市の過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第33条第2項前段の規定により法第2条第1項に規定する過疎地域とみなされる地域をいう。以下同じ。）において製造の事業、<u>農林水産物等販売業（過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。）</u>若しくは旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により、固定資産税の課税免除をすることによって過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格のある国土の形成に寄与することを目的とする。

第104号議案

豊岡市企業立地促進等による産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市企業立地促進等による産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 9 月 1 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正に伴い、題名、引用する法令名その他について改めるため。

豊岡市企業立地促進等による産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市企業立地促進等による産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成21年豊岡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

豊岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例
第1条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第5条第5項」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第4条第6項」に、「集積区域（以下「同意集積区域」という。）」を「促進区域（以下「同意促進区域」という。）」に、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第3条」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条」に、「法第14条第3項」を「法第13条第4項」に、「企業立地を促進し、産業集積の形成及び活性化」を「地域経済^{けん}引事業の促進」に改める。

第2条中「同意集積区域内」を「同意促進区域内」に、「法第5条第5項」を「法第4条第6項」に改める。

第5条第1号中「法第15条第2項」を「法第14条第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）の施行の日以後に新設又は増設した対象施設の用に供する家屋及び構築物並びにこれらの敷地である土地について適用し、同日前に新設又は増設した対象施設の用に供する家屋及び構築物並びにこれらの敷地である土地については、なお従前の例による。

（豊岡市企業立地促進条例の一部改正）

- 3 豊岡市企業立地促進条例（平成17年豊岡市条例第288号）の一部を次のように改

正する。

第5条第2号ア中「豊岡市企業立地促進等による産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例」を「豊岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例」に改める。

豊岡市企業立地促進等による産業集積区域における固定資産税の課税免除
に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 題名及び目的規定において引用する法令名、用語等を改めること。(題名、第1条関係)
- (2) 引用する法の条項等を改めること。(第2条、第5条関係)

2 附則

- (1) この条例は、公布の日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例の施行に係る所要の経過措置を定めること。(附則第2項関係)
- (3) この条例の施行に伴い、関係条例について所要の規定の整理を行うこと。(附則第3項関係)

豊岡市企業立地促進等による産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<u>豊岡市企業立地促進等による産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例</u> （目的） 第1条 この条例は、<u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第5条第5項の規定による同意を得た基本計画に定められた集積区域（以下「同意集積区域」という。）において、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第3条に定める施設（以下「対象施設」という。）を設置した事業者（法第14条第3項の規定により承認を受けた事業者に限る。）について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により固定資産税の課税免除をすることを目的とする。</u> （課税免除） 第2条 市長は、<u>同意集積区域内において、法第5条第5項に規定する基本計画の同意の日から起算して5年以内に、前条に規定する事業者が新設又は増設した対象施設の用に供する家屋及び構築物並びにこれらの敷地である土地に対して課する固定資産税について、操業を開始した日以後最初の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分</u>に限り、課税免除をすることができる。 （課税免除の取消し）	<u>豊岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例</u> （目的） 第1条 この条例は、<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第4条第6項の規定による同意を得た基本計画に定められた促進区域（以下「同意促進区域」という。）において、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に定める施設（以下「対象施設」という。）を設置した事業者（法第13条第4項の規定により承認を受けた事業者に限る。）について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により固定資産税の課税免除をすることを目的とする。</u> （課税免除） 第2条 市長は、<u>同意促進区域内において、法第4条第6項に規定する基本計画の同意の日から起算して5年以内に、前条に規定する事業者が新設又は増設した対象施設の用に供する家屋及び構築物並びにこれらの敷地である土地に対して課する固定資産税について、操業を開始した日以後最初の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分</u>に限り、課税免除をすることができる。 （課税免除の取消し）

第5条 市長は、課税免除を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、課税免除を取り消すことができる。 (1) <u>法第15条第2項</u>の規定により承認を取り消されたとき。 (2) 略	第5条 市長は、課税免除を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、課税免除を取り消すことができる。 (1) <u>法第14条第2項</u>の規定により承認を取り消されたとき。 (2) 略
---	---

豊岡市企業立地促進条例新旧対照表

現行	改正後（案）
(奨励措置) 第5条 市長は、指定事業者に対し、奨励措置として、次の各号に掲げる奨励金を予算の範囲内で交付することができる。ただし、第2号ア及びビイに規定する奨励金は、重複して交付することはできない。 (1) 略 (2) 工場等設置奨励金 ア 工場等を新増設することに伴う常用従業員の新規雇用者数が操業開始の日において3人以上であり、かつ、土地又は建物の取得を伴う新増設を行った場合、当該工場等の操業開始の日以降において、当該工場等に新たに固定資産税が賦課されることとなった年度から5年度間（豊岡市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年豊岡市条例第60号）及び豊岡市企業立地促進等による産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成21年豊岡市条例第14号）に基づく課税免除を受けたものについては、当該課税免除の期間を含む。）における各年度の固定資産税の賦課額に相当する額 イ 略	(奨励措置) 第5条 市長は、指定事業者に対し、奨励措置として、次の各号に掲げる奨励金を予算の範囲内で交付することができる。ただし、第2号ア及びビイに規定する奨励金は、重複して交付することはできない。 (1) 略 (2) 工場等設置奨励金 ア 工場等を新増設することに伴う常用従業員の新規雇用者数が操業開始の日において3人以上であり、かつ、土地又は建物の取得を伴う新増設を行った場合、当該工場等の操業開始の日以降において、当該工場等に新たに固定資産税が賦課されることとなった年度から5年度間（豊岡市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年豊岡市条例第60号）及び豊岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成21年豊岡市条例第14号）に基づく課税免除を受けたものについては、当該課税免除の期間を含む。）における各年度の固定資産税の賦課額に相当する額 イ 略

第105号議案

豊岡市立健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例制定について

豊岡市立健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成29年9月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

城崎健康福祉センター内の浴室を廃止するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立健康福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第12条ただし書中「同条第1項」を「第9条第1項」に改める。

別表第2中

「

浴室	市民	中学生以上100円 小学生以下50円
	市民以外の者	中学生以上300円 小学生以下150円
	会員券（1月分）	中学生以上1,500円 小学生以下800円
附属設備		規則で定める額
備考		
1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額（浴室及び附属設備に係る額を除く。次号において同じ。）の2倍に相当する額とする。		
2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。		
3 浴室については、毎月29日（2月は28日）は、無料開放とする。ただし、その日が休館日に当たるときは、その日の前日とする。		

」を

「

附属設備		規則で定める額
備考		
1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定するそれぞれの額（附属設備に係る額を除く。次号において同じ。）の2倍に相当する額とする。		
2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。		

」に

改める。

別表第 8 中

「

豊岡市立 城崎健康 福祉セン ター	浴室	(1) 月曜日 (2) 12月29日から翌年 の1月3日まで	午後1時から午後9時 まで
	浴室以外 の施設	12月29日から翌年の1 月3日まで	午前9時から午後10時 まで

」を

「

豊岡市立城崎健康福祉 センター	12月29日から翌年の1 月3日まで	午前9時から午後10時 まで
--------------------	-----------------------	-------------------

」に

改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

豊岡市立健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例案要綱

1 改正の内容

城崎健康福祉センター内の浴室を廃止すること。(別表第2、別表第8関係)

2 附則

この条例は、平成30年4月1日から施行すること。

豊岡市立健康福祉センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）																																										
(使用料の不還付) 第12条 使用料で既に納めたものは、還付しない。ただし、第9条第2項の規定により第2条第1号から第4号まで、第6号及び第7号のセンターの指定管理者がセンターの管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとして同条第1項に規定する処分をしたとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、申請により、その全部又は一部を還付することができる。 別表第2（第3条、第10条関係） 豊岡市立城崎健康福祉センター	(使用料の不還付) 第12条 使用料で既に納めたものは、還付しない。ただし、第9条第2項の規定により第2条第1号から第4号まで、第6号及び第7号のセンターの指定管理者がセンターの管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとして第9条第1項に規定する処分をしたとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、申請により、その全部又は一部を還付することができる。 別表第2（第3条、第10条関係） 豊岡市立城崎健康福祉センター																																										
<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">使用料</th></tr><tr><th>午前9時から午後零時まで</th><th>午後1時から午後5時まで</th><th>午後6時から午後10時まで</th></tr><tr><td>多機能ホール ～ 栄養指導室</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>浴室</td><td>中学生以上100円</td><td>小学生以下50円</td><td></td></tr><tr><td>市民以外の者</td><td>中学生以上300円</td><td>小学生以下150円</td><td></td></tr><tr><td>会員券（1月分）</td><td>中学生以上1,500円</td><td>小学生以下800円</td><td></td></tr><tr><td>附属設備</td><td colspan="3">規則で定める額</td></tr></table>	区分	使用料			午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	多機能ホール ～ 栄養指導室	略	略	略	浴室	中学生以上100円	小学生以下50円		市民以外の者	中学生以上300円	小学生以下150円		会員券（1月分）	中学生以上1,500円	小学生以下800円		附属設備	規則で定める額			<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">使用料</th></tr><tr><th>午前9時から午後零時まで</th><th>午後1時から午後5時まで</th><th>午後6時から午後10時まで</th></tr><tr><td>多機能ホール ～ 栄養指導室</td><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>附属設備</td><td colspan="3">規則で定める額</td></tr></table> 備考 1 使用者が営利を目的として使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（附属設備に係る額を除く。次号において同じ。）の2倍に相当する額とする。 2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。	区分	使用料			午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	多機能ホール ～ 栄養指導室	略	略	略	附属設備	規則で定める額		
区分		使用料																																									
	午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで																																								
多機能ホール ～ 栄養指導室	略	略	略																																								
浴室	中学生以上100円	小学生以下50円																																									
市民以外の者	中学生以上300円	小学生以下150円																																									
会員券（1月分）	中学生以上1,500円	小学生以下800円																																									
附属設備	規則で定める額																																										
区分	使用料																																										
	午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで																																								
多機能ホール ～ 栄養指導室	略	略	略																																								
附属設備	規則で定める額																																										

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（浴室及び附属設備に係る額を除く。次号において同じ。）の2倍に相当する額とする。
- 2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。
- 3 浴室については、毎月29日（2月は28日）は、無料開放とする。ただし、その日が休館日に当たるときは、その日の前日とする。

別表第8（第4条の2関係）

施設	休館日	開館時間
豊岡市立豊岡健康福祉センター	略	略
豊岡市立城崎健康福祉センター	(1) 月曜日 (2) 12月29日から翌年の1月3日まで	午後1時から午後9時まで
豊岡市立竹野健康福祉センター	12月29日から翌年の1月3日まで	午前9時から午後10時まで
豊岡市立竹野健康福祉センター	略	略

別表第8（第4条の2関係）

施設	休館日	開館時間
豊岡市立豊岡健康福祉センター	略	略
豊岡市立城崎健康福祉センター	12月29日から翌年の1月3日まで	午前9時から午後10時まで
豊岡市立竹野健康福祉センター	略	略

第106号議案

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年9月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

介護保険法の改正に伴い、市の調査に対し虚偽の答弁を行った場合等の過料の対象者に第2号被保険者の配偶者等を加えるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例

豊岡市介護保険条例(平成17年豊岡市条例第103号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「前条第1項の各号」を「前条各号」に改め、同条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

第14条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

介護保険法の改正に伴い、市の調査に対し虚偽の答弁を行った場合等の過料の対象者に第2号被保険者の配偶者等を加えること。(第14条関係)

2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

豊岡市介護保険条例新旧対照表

現行	改正後（案）
(保険料の減免) 第9条 市長は、<u>前条第1項の各号のいずれかに該当する者のうち必要</u>がある<u>と認められる者</u>に対し、保険料を減額し、又は免除する。 2 <u>第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</u> (罰則) 第12条 略 第13条 略 第14条 被保険者、<u>第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の</u>属する世帯の世帯主<u>その他その世帯に属する者又はこれらであった者</u>が正当な理由なしに、<u>法第202条第1項の規定により文書その他の物件</u>の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。 第15条 略 第16条 略	(保険料の減免) 第9条 市長は、<u>前条各号</u> の<u>いずれかに該当する者のうち必要</u>がある<u>と認められる者</u>に対し、保険料を減額し、又は免除する。 2 <u>前項</u> の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (罰則) 第12条 略 第13条 略 第14条 被保険者、<u>被保険者</u> の<u>配偶者若しくは被保険者</u> の属する世帯の世帯主<u>その他その世帯に属する者又はこれらであった者</u>が正当な理由なしに、<u>法第202条第1項の規定により文書その他の物件</u>の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。 第15条 略 第16条 略

第107号議案

豊岡市立幼稚園の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立幼稚園の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 9 月 1 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

小坂幼稚園及び小野幼稚園を廃止するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立幼稚園の設置に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立幼稚園の設置に関する条例（平成17年豊岡市条例第164号）の一部を次のように改正する。

別表豊岡市立小坂幼稚園の項及び豊岡市立小野幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

豊岡市立幼稚園の設置に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

小坂幼稚園及び小野幼稚園を廃止すること。(別表関係)

2 附則

この条例は、平成30年4月1日から施行すること。

豊岡市立幼稚園の設置に関する条例新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
豊岡市立豊岡めぐみ幼稚園	略	豊岡市立豊岡めぐみ幼稚園	略
～		～	
豊岡市立寺坂幼稚園		豊岡市立寺坂幼稚園	
豊岡市立小坂幼稚園			
豊岡市立小野幼稚園	豊岡市出石町島居1016番地		
	豊岡市出石町口小野153番地		